

皇居外苑に関する閣議決定等

1. 皇居外苑地区

- ① 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議決定）
- ② 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議了解）
- ③ 旧皇室苑地の運営に関する覚書（昭和23年10月5日厚生・建設両大臣連名）
- ④ 旧皇室苑地整備運営計画に関する件（昭和24年4月20日旧皇室苑地運営審議会）（抜粋）
- ⑤ 皇居外苑の一部利用に関する件（昭和24年4月29日閣議決定）
- ⑥ 普通財産を公共福祉用財産に所管換の件（昭和24年10月18日閣議決定）
- ⑦ 国民公園管理規則の運営に関する件（昭和25年6月22日厚生大臣決裁）
- ⑧ 岡崎内閣官房長官談（昭和26年4月26日）
- ⑨ 皇居外苑及京都御苑におけるメーデーの取扱に関する件（昭和26年11月20日閣議報告）
- ⑩ 皇居外苑の使用許可について（昭和27年3月11日閣議了解）
- ⑪ 国有財産法第13条の規定に基き国会の議決を求めるの件（昭和27年4月11日閣議決定）
- ⑫ 「メーデーのための皇居外苑使用」不許可処分取消等請求事件に関する訴訟について（昭和27年4月30日閣議了解）
- ⑬ 東京消防庁出初式の皇居外苑使用について（昭和27年12月20日閣議了解）
- ⑭ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和28年3月20日閣議了解）
- ⑮ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和29年3月16日閣議了解）
- ⑯ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和30年3月25日閣議了解）
- ⑰ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和31年4月6日閣議了解）
- ⑱ 皇居外苑における御製碑の設置について（平成3年3月8日 閣議了解）

2. 北の丸地区

- ⑲ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和38年5月21日閣議決定）
- ⑳ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和39年4月28日閣議了解）
- ㉑ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和41年1月11日閣議了解）
- ㉒ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和47年9月12日閣議了解）
- ㉓ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和56年6月26日閣議了解）
- ㉔ 皇居周辺北の丸地区の整備について（平成20年9月19日閣議了解）

1. 皇居外苑地区

① 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議決定）

旧皇室苑地の中、宮城外苑、新宿御苑、京都御苑、白金御料地等は速やかに文化的諸施設を整備し、その恵沢を戦後国民の慰楽、保健、教養等国民福祉のため確保し、平和的文化国家の象徴たらしめることとし、概ね左の要領により運営するものとする。

要 領

- 一、旧皇室苑地は、国民公園として国が直接管理するとともに史蹟名勝又は天然記念物として価値あるものは指定し、これが保存を図り汎く一般国民の享用に供すること。
- 二、旧皇室苑地の利用運営及び文化的諸施設の整備については、権威ある委員会を設置して総合計画を樹立すること。
- 三、旧皇室苑地を差当り国民的利用に開放するため、概ね左の措置を講ずるものとする。こと。
 - イ、宮城外苑に野外ステージを中心とする国民広場を設置し、各種行事、運動競技等に使用せしめること。
 - ロ、新宿御苑は国民庭園として一般に開放するとともに国民芸術の向上に資する諸施設を整備すること。
 - ハ、白金御料地は国立自然園として自然科学の研究及び自然観察の場として利用する傍ら、動物園及小運動場の設備をすること。
- 二、適当な箇所に簡易な野外休養施設を整備すること。

② 旧皇室苑地の運営に関する件（昭和22年12月27日閣議了解）

- 一、厚生省に於て国立公園に準ずる取扱をすること。
- 二、総合計画を樹立する権威ある委員会を厚生省に設置すること。
- 三、場所そのものの管理は厚生省に於て行うこと。

③ 旧皇室苑地の運営に関する覚書（昭和23年10月5日厚生・建設両大臣連名）

昭和22年12月27日閣議決定旧皇室苑地の運営に関する件に基く皇居外苑、新宿御苑、白金御料地、京都御苑等の運営に関しては左の方針によるものとする。

一、旧皇室苑地の総合計画樹立に関する旧皇室苑地運営審議会（仮称）は両省協議の上設置すること。

一、旧皇室苑地運営審議会の会長には内閣総理大臣、副会長には厚生、建設の両大臣、委員には関係各庁の官吏又は吏員及び学識経験ある者をもってこれにあたるものとし、定員は25名以内とすること。

幹事は関係各庁の官吏又は吏員をもってこれにあてること。

旧皇室苑地運営審議会は総理庁におき、その予算は総理庁所管とし、厚生省にこれを支出委任すること。

一、旧皇室苑地の管理は厚生省においてこれを行うこと。

一、旧皇室苑地の整備に必要な建設計画案は両省協議の上、これを作成すること。

一、建設業務は主として建設省においてこれを行うこと。

一、特殊建造物の管理者については、旧皇室苑地運営審議会においてこれを決定すること。

④ 旧皇室苑地整備運営計画に関する件（昭和24年4月20日旧皇室苑地運営審議会）（抜粋）

本議会は、昨年12月28日の閣議決定に基き、本年3月いらい旧皇室苑地の整備および運営の大綱について、昭和22年12月27日の閣議決定の趣旨に従い、慎重審議の結果、別紙の如き結論に達したので、ここに報告する。

政府は、これら苑地の整備運営に当っては、この報告を十分に尊重して、速やかに適切な措置を講ぜられるよう切望する。

別紙

旧皇室苑地整備運営計画に関する報告

方針

旧皇室苑地は昭和22年12月27日「旧皇室苑地の運営に関する件」の閣議決定の趣旨に基き、平和的文化国家の象徴として、永久にこれが保存を図るとともに、できるだけ広く国民の福祉に寄与するため、つぎの要領により運営するものとする。

- 一 由緒ある沿革を尊重し、努めて原状の回復保存をはかること。
- 二 必要に応じ、史蹟、名勝、天然記念物又は風致地区として指定すること。
- 三 各苑地の特性を生かし、国民生活に適合した整備運営を行うこと。
- 四 緑地計画の一環として街路その他都市計画との調整をはかり、周辺地域の整備も併せて行うこと。
- 五 各苑地の特性に照らし、これと関連のない施設はこれを設けないこと。特に営利を主目的とし、又は利権を伴う諸施設の設置は、これを認めないこと。
- 六 現在公開していない苑地（新宿御苑及び旧白金御料地）については、所要の施設を整備し、なるべく速かに公開すること。ただし苑地の維持管理又は建設のため必要あるときは、入苑ならびに公開区域を適当に制限すること。
- 七 所管官庁に学識経験者をもつて組織する審議機関を設け重要事項を審議し各苑地の運営に遺憾のないようにすること。

皇居外苑

- 一 国民広場として公開すること。
- 二 さしあたり照明、管理所、水呑場、便所等を整備すること。
- 三 将来は迂回道路を設ける等交通制限上所要の整備を行い、広場としての価値を向上すること。
- 四 価値ある箇所は史蹟として指定すること。

（以下略）

⑤ 皇居外苑の一部利用に関する件（昭和24年4月29日閣議決定）

観光事業促進の重要性に鑑み、皇居外苑東北隅の一角（旧法制局跡地）に、左記条件の下に、ホテルの設置を認めること。

記

- 一、規模、外観は、周辺の風景、環境と調和すること。
- 二、公共の利用に供する施設を併設すること。
- 三、前二項につき、設置者は、厚生大臣と協議すること。

⑥ 普通財産を公共福祉用財産に所管換の件（昭和24年10月18日閣議決定）

日本国憲法第88条並びに財産税法第56条の規定により国に帰属した左記旧皇室苑地たる普通財産を公共福祉用財産とする。

記

区 分	所 在	数 量	価 格
(皇居外苑、外濠)			
土 地	千代田区麴町一丁目1番地	304,274坪55	49,471,881円
建 物	同	32坪003	160,000円
(以下略)			

⑦ 国民公園管理規則の運営に関する件（昭和25年6月22日厚生大臣決裁）

国民公園管理規則（昭和24年厚生省令第19号）第4条による集会又は示威行進の許可に関する取扱については、左に掲げるものはこれを許可せざることとする。

記

- (一) 政治的又は宗教的目的を有すると認められる集会及び示威行進
- (二) 社会の安寧秩序を乱すおそれがある集会又は示威行進
- (三) 国民の厚生利用を阻害し又は管理上支障を来すと認められる集会又は示威行進

⑧ 岡崎内閣官房長官談（昭和26年4月26日）

政府は昨年6月皇居前広場を広く国民一般に開放すると共に政治的宗教的目的をもつ集会、示威運動には使用せしめぬ事にしたのである。ところが今回総評から第22回メーデー開催の為同所使用許可の申請があった。政府は此の申請には特別の考慮を払って慎重に検討したのであるが、結局遺憾乍ら之は許可し難いとの決定に達し、既に其の旨総評幹部に回答した。

然るに右に対し、政府の態度は反動的であり不当に労働運動を抑圧するものである等の宣伝が行われているから、茲に国民諸君に対しその決定に至った真意を明にすると共に総評幹部及特に組合員各位に訴えて考慮を求めたいと思うのである。

一、皇居前広場を真の国民の公園として政治目的等の外に置こうとしたのは、昨年5月30日の進駐軍軍人に対する不祥事件により国民一般の非難も高まったのが動機であるが、当時各方面よりの意見等に徴して、昔の如く皇居前を美しく且静穏な場所として維持せんとする決定は国民全般の要望に添ったものと考え。特にこの決定は総評結成の遙か以前になされたものであって、決して総評を対象とした事でないのは言う迄もない。

二、政府は労働運動を圧迫するか如き考は毛頭もなく、殊に総評が其独自の立場を堅持し乍ら組合運動の健全化を目指して奮闘しつつある態度には経緯を表して居り、今回総評がメーデーを行うということにも至極賛成であって、之を喜びこそすれ妨害や反対を加えんとする考えのある筈がない。

三、唯前記の様な訳で皇居前広場の使用は困るので、総評に対しては他の適当な所を選んで欲しいと申入れた。又例えば神宮外苑なども適当と思うが若し外苑を使用する場合は占領軍専用の運動場の一部も総評側に提供して貰うように軍側にも交渉済みである。又京都に於けるメーデー挙行に付ては、総評としては京都御苑以外に適当な場所がないとの事であるから、之をも禁ずれば組合運動を困難ならしめるであろうとの考慮より、若し総評側が希望するなら特に例外として京都御所の使用を認める様致すべき旨も総評側に通達した。

斯る決定が共産主義者極左分子の利用する所となり総評幹部を困難な地位に陥れるであろうという点はわれわれもよく諒解する。然し乍ら結局以上の様な結論に到達せざるを得なかったのであるから、この際卒直に之を国民諸君に明かにすると共に総評組合員各位に訴えて虚心坦懐政府の意のある所を諒とせられんことを願うのである。

⑨ 皇居外苑及京都御苑におけるメーデーの取扱に関する件（昭和26年11月20日閣議報告）

皇居外苑及び京都御苑をメーデーの集会、示威行進等に使用することは、その管理方針に鑑み、許可せざることとする。

⑩ 皇居外苑の使用許可について（昭和27年3月11日閣議了解）

一、皇居外苑の性格

皇居外苑は、旧皇居苑地という由緒を持つ外、現在もなお皇居の前庭であるという特殊の性格を持った国民公園である。従って、これが一般の利用はその特殊の性格にふさわしい美観と静穏とを保ちうる方法により、広く国民一般の休息、散策、観光に供する如く管理する。

二、皇居外苑の特別使用

右の趣旨から、国民公園管理規則第2条及び第4条の規定による皇居外苑の特別使用は、次に掲げるものにして皇居外苑を使用することが適当と認められるもの以外は原則として許可しない。

- 1 政治的又は宗教的目的を有せず且安寧秩序を乱すおそれがないと認められる集会、行進、その他の催物、行事にして、その使用が小区域且つ短時間に限るもの
- 2 国家的の性質をもつ集会、行進、その他の催物、行事

⑪ 国有財産法第13条の規定に基き国会の議決を求めるの件（昭和27年4月11日閣議決定）

左記普通財産を公共福祉用財産とすることについて、国有財産法（昭和23年法律第73号）第13条の規定により、国会の議決を求める。

記

- 一、所 在 東京都千代田区麴町一丁目1番地
皇居外苑の一角（現千代田グランド）
- 二、区分数量 土 地 4,548坪221
立竹木 148本

⑫ 「メーデーのための皇居外苑使用」不許可処分取消等請求事件に関する訴訟について（昭和27年4月30日閣議了解）

昭和26年11月10日、日本労働組合総評議会より申請のあった「昭和27年5月1日メーデーのための皇居外苑使用」に対して、本年3月14日不許可処分に付したところ、これに対して総評から東京地方裁判所に対して不許可処分取消等の判決を請求していたが、4月28日不許可処分を取消す旨の判決があった。

しかしながら、右の判決には承服し難いので、控訴する。

⑬ 東京消防庁出初式の皇居外苑使用について（昭和27年12月20日閣議了解）

皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年メーデー以後国家的行事以外のものは使用を許可して居らなかったが、東京消防庁の出初式については皇居外苑を使用する慣例があって社会通念上その使用を当然と認められるという特殊事情があるので、本件に限り昨年度の許可の要領により維持管理上支障なき範囲で許可することとする。

なお、皇居外苑の特別使用許可については、昭和27年3月11日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」によるも、当分の間原則として国家的行事に限り許可する方針を維持することと致したい。

⑭ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和28年3月20日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

⑮ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和29年3月16日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

⑯ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和30年3月25日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

⑰ 5月1日開催予定の皇居外苑等における諸行事の取扱について（昭和31年4月6日閣議了解）

5月1日皇居外苑で開催予定の諸行事は、すべて許可しないこととする。

なお、京都御苑についても同様の取扱とする。

⑱ 皇居外苑における御製碑の設置について（平成3年3月8日 閣議了解）

皇居外苑に設置する施設には、「旧皇室苑地の運営に関する件」（昭和22年12月27日 閣議決定）の趣旨にかんがみ、平成3年2月28日付けの申出に係る天皇陛下御即位奉祝のための御製碑を含めることとする。

2. 北の丸地区

⑲ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和38年5月21日閣議決定）

皇居周辺北の丸地区（以下「北の丸地区」という。）は、従来東京都の事業として整備を行ってきたが、今後は早急に国が直轄してこれを行うこととし、このため関係各省庁において次のように措置することとする。

記

- 1 北の丸地区は皇居外苑の一部とし、森林公園として整備することとし、その建設及び維持工事に必要な業務は、関係省庁の協力を得て、建設省が行うこととする。
- 2 北の丸地区に現存する官公庁施設等の移転については、建設省において関係各省の協力を得て早急を実施することとする。
- 3 既に東京都に無償貸付した当該地区内の土地の処理については大蔵省が、当該地区内に現存する民間施設の除却等その整備を推進するため必要な事業等については建設省が、それぞれ東京都と緊密に連絡し、その協力を得て、措置することとする。

⑳ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和39年4月28日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区は、昭和38年5月21日の閣議決定により、森林公園として整備するものであり、当該地区には武道館、科学技術館および国立公文書館以外の施設は設けないものとする。

㉑ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和41年1月11日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区の整備については、「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和38年5月21日閣議決定）によるほか、下記のとおり措置する。

記

- 1 皇居周辺北の丸地区は森林公園として整備することとなっているので、当該地区には、現存の科学技術館及び日本武道館のほか、今後は国立公文書館及び近代美術館以外の建設物の設置は、一切認めないものとし、これら両館の建設敷地は首都高速道路4号線の南側で、幹線園路東側の公園地とするものとする。
- 2 「皇居周辺北の丸地区の整備について」（昭和39年4月28日閣議了解）は、廃止する。

② 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和47年 9 月12日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区に現存する旧近衛師団司令部の建設物は、重要文化財に指定のうえ、東京国立近代美術館分室として、その活用をはかるため、昭和41年 1 月11日閣議了解によるもののほか、存置すべき建設物に含めるものとする。

③ 皇居周辺北の丸地区の整備について（昭和56年 6 月26日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区におく施設には、昭和41年 1 月11日及び昭和47年 9 月12日の閣議了解によるもののほか、故 吉田茂元内閣総理大臣の銅像を含めることとする。

④ 皇居周辺北の丸地区の整備について（平成20年 9 月19日閣議了解）

皇居周辺北の丸地区に置く施設には、昭和41年 1 月11日、昭和47年 9 月12日及び昭和56年 6 月26日の閣議了解によるもののほか、気象庁観測施設を含めることとする。